

- 給与上手くんα VERSION:14.402
- 給与上手くんαクラウド・給与上手くんαクラウド SE VERSION:14.402

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7・8.1 搭載機へのインストールは不可となっています。

◆ 令和6年度改正税制改正 定額減税

- 令和6年度税制改正にて、デフレ脱却のための一時的な措置として所得税・個人住民税の定額減税を実施されます。
- 対象者  
令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人  
※ただし、令和6年6月から開始の月次減税事務においては本人の合計所得金額が1,805万円を超える見込みの社員も減税が実施され、その差額は年末調整時に精算となります。

➢ 減税額

	定額減税対象者	定額減税額
所得税	本人	30,000円
	配偶者、扶養親族	1人につき30,000円
個人住民税	本人	10,000円
	配偶者、扶養親族	1人につき10,000円

◆ 定額減税1次対応

- 「令和6年分源泉徴収に係る定額減税のための申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書」の印刷、「令和6年度住民税定額減税」に対応しました。
- 所得税の定額減税対応
  - ・給与・賞与  
令和6年マスターのメニューバーに「定額減税(G) - 定額減税のための申告書(S)」を新設。
  - ・出力処理  
令和6年マスター選択時、「定額減税/9.源泉徴収に係る定額減税申告書」を新設。
- 個人住民税の定額減税対応
  - ・登録・導入  
社員登録に令和6年マスターの社員登録/税金タブに「8月以降分」欄を追加しました。

※5月下旬ご提供予定の定額減税2次対応において、各人別控除事績簿や給与等の計算を対応予定です。今しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

◆ その他の改良、修正を行いました。

※詳細は、次ページからの“給与処理d b【給与計算】(VERSION: 14.402)の変更点”を参照してください。

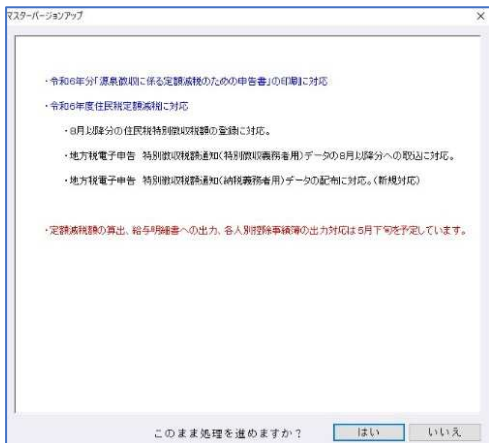
ご注意

- 他のICSシステムとマスターのやり取りを行われる場合は、他のICSシステム側も当改正対応プログラムのインストールを行い、バージョンを統一してください。

# 給与処理 d b 【給与計算】 (VERSION:14.402) の変更点

## 令和 6 年度税制改正 定額減税 1 次対応内容

- 「令和 6 年分源泉徴収に係る定額減税のための申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書」の印刷、「令和 6 年度住民税定額減税」に対応しました。起動時にメッセージを表示します。



### I. 所得税の定額減税対応

#### 1) 給与・賞与

- ① 令和 6 年マスターのメニューバーに「定額減税 (G) - 定額減税のための申告書 (S)」を新設しました。『令和 6 年分源泉徴収に係る定額減税のための申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書』の出力処理に移動します。



#### 2) 出力処理

- ① 令和 6 年マスター選択時、「定額減税 / 9. 源泉徴収に係る定額減税申告書」を新設しました。

(出力画面)

令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書

所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) シンプル株式会社 (フリガナ) あなたの氏名 天王子 給与の支払者の法人番号 91111111111111111111 (フリガナ) あなたの住所又は居所 上本町 太郎 税務署長 給与の支払者の所在地(住所) 大阪市天王寺区上本町 あなたの住所又は居所 643-0001 大阪市天王寺区上本町 (電話) 011-1111-1111

① この申告書は、同一生計配偶者や扶養親族につき定額減税額を加算して控除を受けようとする場合に提出するものです。ただし、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」(住民税に関する事項を含みます。以下同じです。 )に記載した源泉控除対象配偶者や扶養親族及び「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載した控除対象配偶者については、この申告書への記載は不要です。② この申告書は、あなたが「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出した給与の支払者にしか提出することはできません。

○ 源泉徴収に係る申告書として使用…令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(給与の支払者の扶養控除等(異動)申告書)に記載した源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族として提出する必要があります。 ※ この申告書は同一生計配偶者又は扶養親族を記載して提出した場合であっても、年末調整において「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載し、扶養親族については「給与所得者の扶養親族に係る定額減税のための申告書」に記載して提出する必要があります。 ※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に記載した控除対象配偶者又は扶養親族については、既に定額減税額の加算の対象に含まれているので、この申告書に記載して提出する必要はありません。

○ 年末調整に係る申告書として使用…年末調整を行うときに、この申告書を給与の支払者に提出する必要があります。 ※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に記載した控除対象配偶者又は扶養親族については、既に定額減税額の加算の対象に含まれているので、この申告書に記載して提出する必要はありません。 ※ 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に記載した控除対象配偶者又は扶養親族については、既に定額減税額の加算の対象に含まれているので、この申告書に記載して提出する必要はありません。

(注) 使用する目的に応じて、いずれかの口をチェックしてください。

○ 同一生計配偶者の氏名等 ※ 記載しようとする配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

(フリガナ)氏名	個人番号	生年月日	配偶者の住所又は居所	居住者に該当	本年中の合計所得金額の見積額
明子	大平	・		<input type="checkbox"/>	円

○ 扶養親族の氏名等 ※ 記載しようとする親族の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

(フリガナ)氏名	個人番号	生年月日	扶養親族の住所又は居所	居住者に該当	本年中の合計所得金額の見積額
1		明子		<input type="checkbox"/>	円
2		大平		<input type="checkbox"/>	円
3		明子		<input type="checkbox"/>	円

赤枠の会社情報及び本人情報について出力が可能です。配偶者や扶養親族については出力しません。

## II. 個人住民税の定額減税対応

### 1) 登録・導入

#### ①社員登録

- 令和6年マスターの社員登録/税金タブに「8月以降分」欄を追加しました。

住民税:

徴収区分	特別徴収
給与支払報告書用徴収区分	特別徴収
入力区分	自動
前年7月以降分	11,000 円
初回6月分 ※	0 円
7月分	12,000 円
8月以降分	11,500 円

特別徴収税額通知を確認して入力、または『eLTAX 特別徴収税額通知の取込/配布』業務から取り込んでください。

- 定額減税の控除対象者の場合、初回6月分は「0円」、減税後の住民税額は7月～翌5月の11カ月で案分(端数は7月)した金額で徴収します。特別徴収税額通知に従って入力してください。
- 定額減税の控除対象外の場合、従来通り初回6月分(端数)から徴収し、7月～翌5月は同一の金額を徴収します。7月以降分と8月以降分と同額を入力します。特別徴収税額通知に従って入力してください。

※5月下旬のご提供予定の定額減税2次対応において、各人別控除事績簿や給与等の計算を対応予定です。今しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

### 2) 表形式

#### ①給与マスター表形式処理(給与上手くんαPro IIのみ)

定額減税対応により社員登録-税金タブの住民税欄に「8月以降分」の欄が新設されたため、取り込めるよう対応しました。

# 【参考】令和6年度税制改正 定額減税

## I. 概要

### 1) 経緯

令和6年度税制改正にて、デフレ脱却のための一時的な措置として所得税・個人住民税の定額減税を実施することとなりました。

### 2) 概要

#### ①対象者

令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人

※ただし、令和6年6月から開始の月次減税事務においては本人の合計所得金額が1,805万円を超える見込みの社員も減税が実施され、その差額は年末調整時に精算となります。

#### ②減税額

	定額減税対象者	定額減税額
所得税	本人	30,000円
	配偶者、扶養親族	1人につき30,000円
個人住民税	本人	10,000円
	配偶者、扶養親族	1人につき10,000円

(例)本人、同一生計配偶者、扶養する子2人の4人家族の場合

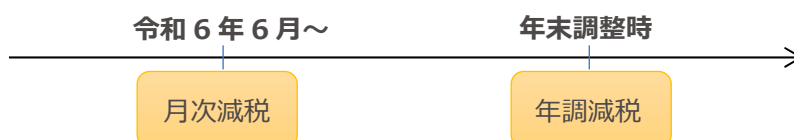
定額減税対象者の人数 本人+配偶者+子2人=4人  
 定額減税額 所得税 30,000円×4人=120,000円  
 個人住民税 10,000円×4人=40,000円

## II. 給与所得者の所得税の月次減税

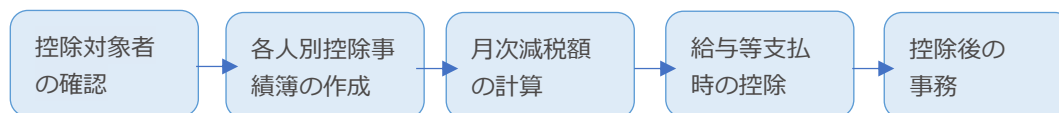
①実施者：主たる給与の支払者

②実施方法：月次減税と年調減税の2種類

月次減税→令和6年6月1日以後に支払う給与等（賞与含む）の源泉徴収税額から控除  
 ※当バージョンアップ（1次対応）では月次減税の一部に対応します。  
 年調減税→年末調整の際、年調時の定額減税額に基づき精算



③実施手順：月次減税事務の手順は次の通りです。



④月次減税の控除対象者の確認：対象となるのは次のいずれの要件も満たす社員です。

(以後、いずれの要件も満たす社員を“基準日在職者”と記載)

令和6年6月1日現在在職中の方  
 源泉徴収税額表の甲欄適用の方  
 居住者である方

} 基準日在職者

※前述の通り、月次減税では本人合計所得金額1,805万円は考慮しません。

1,805万円超となる見込みであっても基準日在職者であれば月次減税の対象です。

⑤各人別控除事績簿の作成：基準日在職者の月次減税額と、6月以後の控除額等を管理します。  
 ※様式は適宜のものでよく、また作成義務があるわけではありません。

基準日在職者 (受給者の氏名)	月次減税額の計算		月次減税額の控除												備考				
	同一生計配偶者と扶養親族の数	月次減税額 (受給者本人 ×30,000円)	令和6年 月 日				令和6年 月 日				令和6年 月 日					令和6年 月 日			
			控除前 税額	②のうち ③から 控除した 額	控除しきれ ない 額 (②-③)	控除前 税額	②のうち ③から 控除した 額	控除しきれ ない 額 (②-③)	控除前 税額	②のうち ③から 控除した 額	控除しきれ ない 額 (②-③)	控除前 税額	②のうち ③から 控除した 額	控除しきれ ない 額 (②-③)					
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯				

国税庁「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税所得者の定額減税のしかた」

⑥月次減税額の計算：本人分 30,000 円

+

同一生計配偶者と扶養親族の数×30,000 円

月次減税額の計算対象となる**同一生計配偶者と扶養親族**は、以下のいずれにも該当する方です。

控除対象者と生計を一にする

青色事業専従者等ではない

合計所得金額 48 万円以下

非居住者ではない

#### 対象者の確認手順の例

1.最初の月次減税事務の日までに提出された扶養控除申告書に記載の配偶者・扶養親族について、対象になるか確認

※“非居住者”や“所得見積額が 48 万円超”の場合は除外

2.扶養控除申告書に記載されない同一生計配偶者の洗い出し

扶養控除や源泉控除の対象ではなくても定額減税の計算に含む方がいる場合は、**申告書**にその方を記載して提出する必要があります

(申告書が必要なケース)

\* 本人の所得が 900 万円超で、源泉控除非該当の同一生計配偶者がいる

\* 扶養控除申告書の提出後に子の出生により扶養親族が増えた

…等。

**「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」**

**(定額減税の 1 次対応内容)**

定額減税額の計算の対象となる人数を算出したら月次減税額を決定します。

※最初の月次減税が始まると、扶養親族等の数に異動等があっても変更はできません。

年末調整又は確定申告での調整となります。

⑦令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書  
最初の月次減税事務を行うときまでに、扶養控除申告書などで把握できない定額減税の計算対象となる同一生計配偶者や扶養親族を記載して提出します。

**令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書**

所得税申告書 氏名(フリガナ) 給与の支払者の氏名 税務番号 住所	(フリガナ) あなたの氏名 あなたの住所 〒	記録のしるしはこちら 
---	---------------------------------	----------------

～記載に当たっての注意～

◎ この申告書は、同一生計配偶者や扶養親族につき定額減税額を加算して控除を受けようとする場合に提出するものです。ただし、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」(住民税に関する事項を含みます。以下同じです。 )に記載した源泉徴収対象配偶者や扶養親族及び「給与所得者の扶養控除等申告書」に記載した控除対象配偶者については、この申告書への記載は不要です。

◎ この申告書は、あなたが「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出した給与の支払者にしか提出することはできません。

**【源泉徴収に係る申告書として使用】**…令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。 )の支払日までに、この申告書を給与の支払者に提出してください。

**【令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。 )の源泉徴収から、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。**

- ◎ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した源泉徴収対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額を加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載する必要はありません。
- ◎ この申告書に同一生計配偶者又は扶養親族を記載して提出した場合であっても、年末調整において定額減税額を加算して控除を受ける際には、同一生計配偶者については「給与所得者の配偶者控除等申告書 年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載し、扶養親族については「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載して提出する必要があります。

**【年末調整に係る申告書として使用】**…年末調整を行うときまでに、この申告書を給与の支払者に提出してください。

**年末調整において、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。**

- ◎ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した控除対象配偶者又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額を加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。
- ◎ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に記載した者については、既に定額減税額を加算して提出した場合は、同一生計配偶者又は扶養親族を記載した申告書を出さなければならない場合があります。この場合、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出する人は、この申告書への記載は不要となります。 「給与所得者の配偶者控除等申告書 年末調整に係る定額減税のための申告書」(兼用様式)を使用して提出してください。
- ◎ 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に記載した者については、既に定額減税額を加算して提出した場合は、同一生計配偶者又は扶養親族については、この申告書の「扶養親族の氏名等」に記載してください(この扶養親族については「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載して提出する場合は、この申告書を提出する必要はありません。 )。

※ 給与支払者の氏名等 及び 扶養親族の氏名等 については、既に定額減税額を加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。

◎ **同一生計配偶者の氏名等**  
記載しようとする配偶者の本年中の合計所得金額が80万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

氏名(フリガナ)	個人番号	続柄	生年月日	配偶者の住所又は居所	控除者に該当	本年中の合計所得金額(万円)
					<input type="checkbox"/>	

◎ **扶養親族の氏名等**  
記載しようとする親族の本年中の合計所得金額が80万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

氏名(フリガナ)	個人番号	続柄	生年月日	扶養親族の住所又は居所	控除者に該当	本年中の合計所得金額(万円)
					<input type="checkbox"/>	

「税務署」「支払者」「本人」記載欄

【源泉徴収に係る申告書として使用】にチェック

「同一生計配偶者の氏名等」記載欄

「扶養親族の氏名等」記載欄

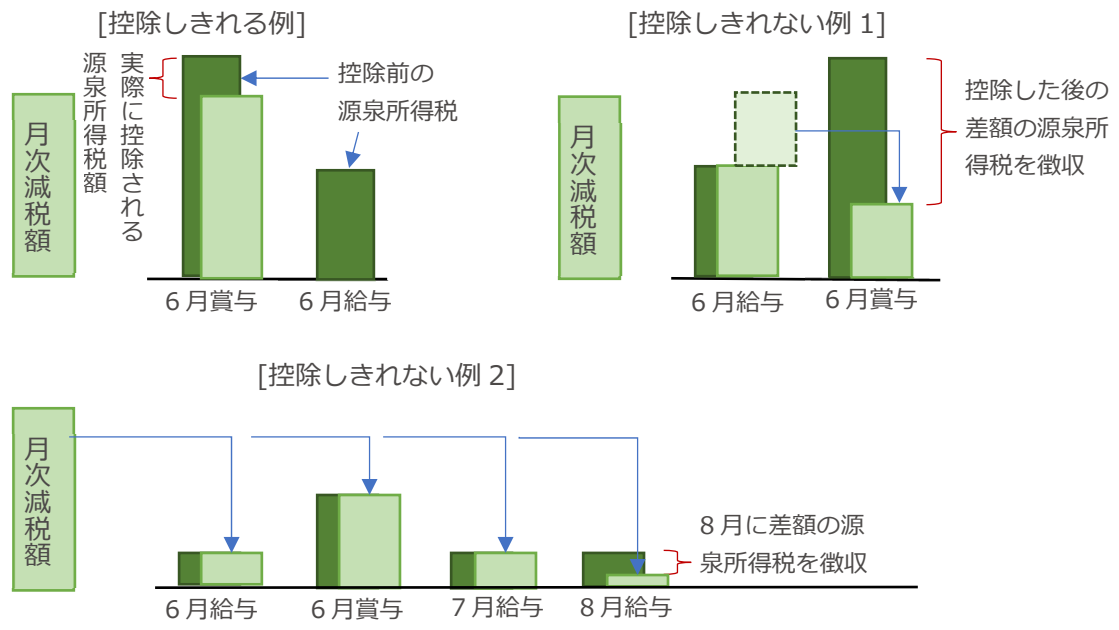
※ご注意

①給与上手くんαシリーズでは上図の黄色枠「税務署」「支払者」「本人」の情報を出力可能です。その他の欄は申告書の提出が必要な方に記入いただってください。

②詳細な記載方法は次の URL の国税庁記載例を確認ください。申告書の QR コードからも確認できます。

[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/teigaku/pdf/0024003-171\\_02.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/teigaku/pdf/0024003-171_02.pdf)

⑧月次減税の実施  
令和6年6月1日以後最初に支払う給与等に対する源泉徴収税から順次控除し、控除しきれない部分があれば以後の給与等の源泉徴収税から順次控除します。

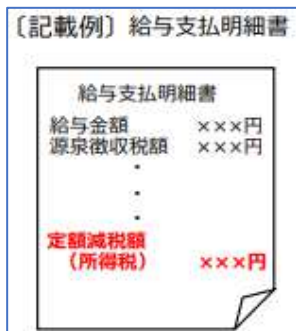


⑨各種帳票への記入

- ・ 給与明細書等
- ・ 各人別控除事績簿
- ・ 源泉徴収簿※給与上手くんaPro IIのみ対応しています。

給与明細書

適宜の箇所に、月次減税額のうち実際に控除した金額を「定額減税額（所得税）xxx円」「定額減税 xxx円」などのように表示します。



国税庁

「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税所得者の定額減税のしかた」

各人別控除事績簿

定額減税額の管理に使用します。

同一生計配偶者と扶養親族の人数をカウントして月次減税額を決定し、

令和6年6月以後「控除前税額」「控除した金額」「控除しきれない金額」を毎月記録します。

※決まった様式でもなく作成義務もないため、他の方法で管理可能

基準日在職者 (受給者の氏名)	月次減税額の計算		月次減税額の控除												備考
	同一生計配偶者と扶養親族の数	月次減税額 (支給者本人+1の人数) ×30,000円	令和6年6月25日				令和6年7月10日				令和6年8月25日				
			控除前税額	②のうち ③から 控除した 金額	控除しきれ ない 金額 (②-④)	控除前 税額	⑤のうち ⑥から 控除した 金額	控除しきれ ない 金額 (⑤-⑦)	控除前 税額	⑧のうち ⑨から 控除した 金額	控除しきれ ない 金額 (⑧-⑩)	控除前 税額	⑪のうち ⑫から 控除した 金額	控除しきれ ない 金額 (⑪-⑬)	
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭		
給与 太郎	3	120,000	20,000	20,000	100,000	70,000	70,000	30,000	20,000	20,000	10,000	20,000	10,000	0	

源泉徴収簿※給与上手くんaPro IIのみ

手	6	20,000	0
		▲20,000	
	7	20,000	0
		▲20,000	
8	20,000	10,000	
	▲10,000		

算出税額の上段に、控除前税額を、  
下段に控除した額を、差引徴収税額欄に  
実際に徴収した金額を記載します。

### Ⅲ. 個人住民税の定額減税

①対象者：令和5年分の所得で合計所得金額1,805万円以下

(個人住民税非課税、もしくは均等割のみの方は対象外)

②定額減税額：本人分10,000円

+

同一生計配偶者と扶養親族の数×10,000円

(同一生計配偶者のうち源泉控除対象配偶者以外の方を有する場合は令和7年度分の個人住民税から控除 ※本人所得1,000万円超のケース)

③徴収期間：該当者の場合、6月分は「0円」、特別控除額を控除後の個人住民税額の1/11を、7月～翌年5月まで毎月徴収

※減税対象外となる方の場合は、これまで通り6月からの12カ月徴収

- ・月々の徴収額は例年通り各地方自治体が行い、徴収義務者は特別徴収税額通知にて確認します。
- ・所得税と異なり、定額減税額に変更が生じた場合には残りの納期における税額を変更します。

**※ご注意**

①「1次対応」では、最初の月次減税までに提出が必要となる「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」の出力に対応しています。必要に応じて当様式にて情報収集を行ってください。

**控除計算等の対応（定額減税2次対応）は5月下旬を予定しています。**

②定額減税制度では令和6年6月1日以後支給の給与等のうち、支給日の早いものから順次控除をするよう定められています。2次対応プログラムで対応予定の控除計算等に関して、給与処理dbの翌月更新業務は賞与⇔給与への更新時に前回支給日よりも前の支給日も設定可能ですが、プログラムの仕組み上、後から登録した給与等から減税額を引き直すような動作は行えません。

**定額減税適用時期の給与等の処理については、支給日の順に更新していただくようお願いいたします。**

処理月	給与・賞与区分	処理状況	支給年月日
6年1月分	給与	処理済み	6年1月25日
6年2月分	給与	処理済み	6年2月22日
6年3月分	給与	処理済み	6年3月25日
6年4月分	給与	処理済み	6年4月25日
6年5月分	給与	処理済み	6年5月24日
6年6月分	賞与(1回目)	処理中	6年6月10日
6年6月分	給与	処理済み	6年6月25日

更新順が「6月25日給与→6月10日賞与」の例

6月25日給与で処理済みの減税分を6月10日賞与からの減税に変更はできませんので、ご注意ください。

③定額減税2次対応プログラムで**前回処理月での配偶者、扶養親族の登録・修正は制限する予定です**。定額減税対象となる配偶者、扶養親族の人数については初回の定額減税処理月から異動がなく、算出した定額減税額を保持するための対応です。**賞与の処理等を含め、翌月更新前に必ず定額減税対象人数に間違いがないかご確認ください。**

※2回以上前の処理月では以前から配偶者、扶養親族の登録・修正はできません。

定額減税1次対応（当プログラムまで）：前回処理月のみ配偶者、扶養親族の登録可能

定額減税2次対応（次回出荷予定プログラム）：過去月での配偶者、扶養親族の登録不可



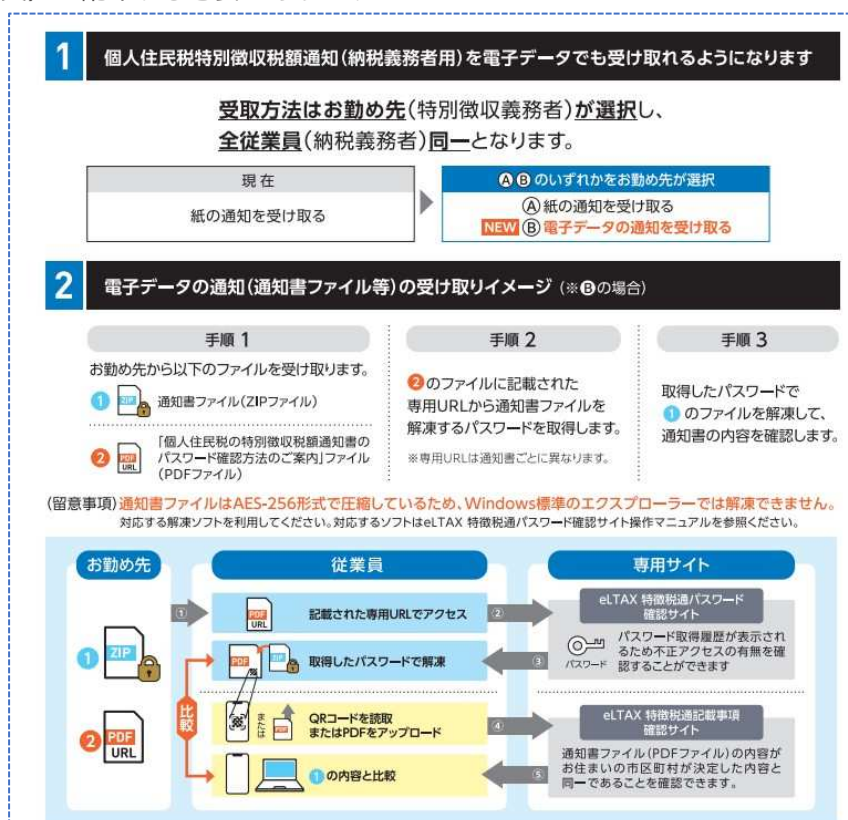
# 令和 5 年分の改正対応

## I. 給与・賞与

### 1) eLTAX 特別徴収税額通知の取込/配布

#### ①改正の概要

- 令和 3 年度税制改正の大綱において、令和 6 年度（令和 5 年分）以後の個人住民税は、個人住民税特別徴収税額通知書のうち、納税義務者用についても特別徴収義務者が希望する場合には電子的に特別徴収義務者を介して納税義務者へ送付することになりました。
- 令和 6 年度（令和 5 年分）以後、給与支払報告書を提出する際に特別徴収税額通知（納税義務者）の受取を“電子”として提出した市区町村は特別徴収税額通知（納税義務者用）が電子データで届きます。特別徴収義務者（事業者）は、特別徴収税額通知（納税義務者用）データを各納税義務者（社員）に配布する必要があります。

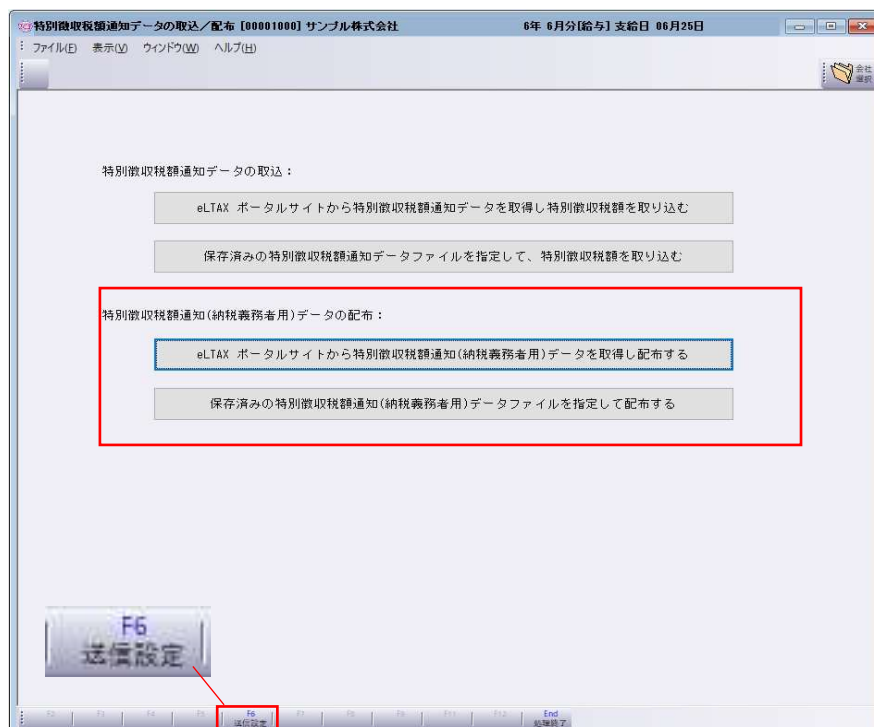


#### 《参照》

③\_個人住民税特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化リーフレット【納税義務者向け】.pdf  
<https://www.eltax.lta.go.jp/news/08036/>

#### ②対応内容

- 業務タイトル「22. eLTAX 特別徴収税額通知の取り込み」を「22.eLTAX 特別徴収税額通知の取込/配布」に変更しました。
- 「22. eLTAX 特別徴収税額通知の取込/配布」業務に「eLTAX ポータルサイトから特別徴収税額通知（納税義務者用）データを取得し配布する」「保存済みの特別徴収税額通知（納税義務者用）データファイルを指定して配布する」を新設しました。
- 特別徴収義務者（事業者）が特別徴収税額通知（納税義務者用）データを各納税義務者（社員）に配布するための手段（上図手順 1 に該当）として、当業務内から eLTAX ポータルサイトへログインしてデータを取得し、社員登録に登録したメールアドレスへ送信できるよう対応しました。
- 納税義務者一覧 (csv) と社員登録を照合し、一致した社員に「個人住民税の特別徴収税額通知（令和〇年度分）」+ZIP ファイルと「個人住民税の特別徴収税額通知（令和〇年度分）/パスワードのお知らせ」+PDF をメール送信します。



### ③事前準備

特別徴収税額通知（納税義務者用）をメール送信するためには当業務選択後の[F6 送信設定]と社員登録での事前準備が必要です。

#### ●[F6 送信設定]

- 特別徴収税額通知（納税義務者用）をメール送信するための送信元サーバーの情報を登録し、送信テストを実行します。  
「差出人メールアドレス」から「SMTP パスワード」までは給与明細書（源泉徴収票）メール送信の送信設定と共通の設定となります。ご利用のプロバイダーの設定情報等をご確認いただき、登録してください。
- 「税額通知メール本文」は特別徴収税額通知（納税義務者用）のメール送信にのみ使用します。「個人住民税の特別徴収税額通知（令和〇年度分）」と「個人住民税の特別徴収税額通知（令和〇年度分）/パスワードのお知らせ」のメール本文に転記して送信します。

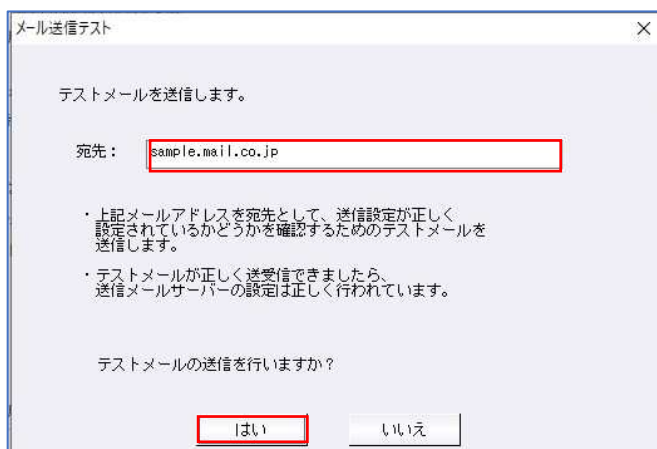


給与明細書（源泉徴収票）メール送信と共有

特別徴収税額通知（納税義務者用）メール送信時のみ使用

※送信設定は出力処理における「出力設定」の一部のため、マスターコピーやクラウドマスター取得時には当設定も上書きされます。ご注意ください。

- ・設定完了後に「送信テスト」を実行してください。「送信テスト」押下で「メール送信テスト」画面を表示します。宛先欄に、前画面のメール送信先設定で差出人メールアドレスに登録したメールアドレスを表示し、「はい」押下でメール送信設定確認メールを送信します。設定に不備がある場合はエラーメッセージを表示します。メール送信設定確認メール受信後に特別徴収税額通知（納税義務者用）の送信の処理を行ってください。



メール送信テスト

テストメールを送信します。

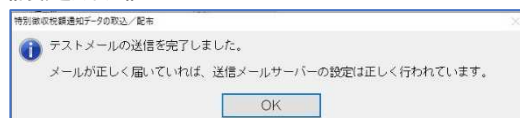
宛先: sample.mail.co.jp

- ・上記メールアドレスを宛先として、送信設定が正しく設定されているかどうかを確認するためのテストメールを送信します。
- ・テストメールが正しく送受信できましたら、送信メールサーバーの設定は正しく行われています。

テストメールの送信を行いますか？

はい いいえ

### 《設定成功》



特別徴収税額通知データの取込/配布

テストメールの送信を完了しました。  
メールが正しく届いていれば、送信メールサーバーの設定は正しく行われています。

OK

### 《設定不備》



特別徴収税額通知データの取込/配布

メール送信が正しく行われませんでした。送信メールサーバーの設定内容を確認してください。

OK

### ICS 税額通知メール送信設定確認メール

このメールは、ICS 税額通知メール送信業務より送信設定確認のため、送信されています。

### 《ご注意》

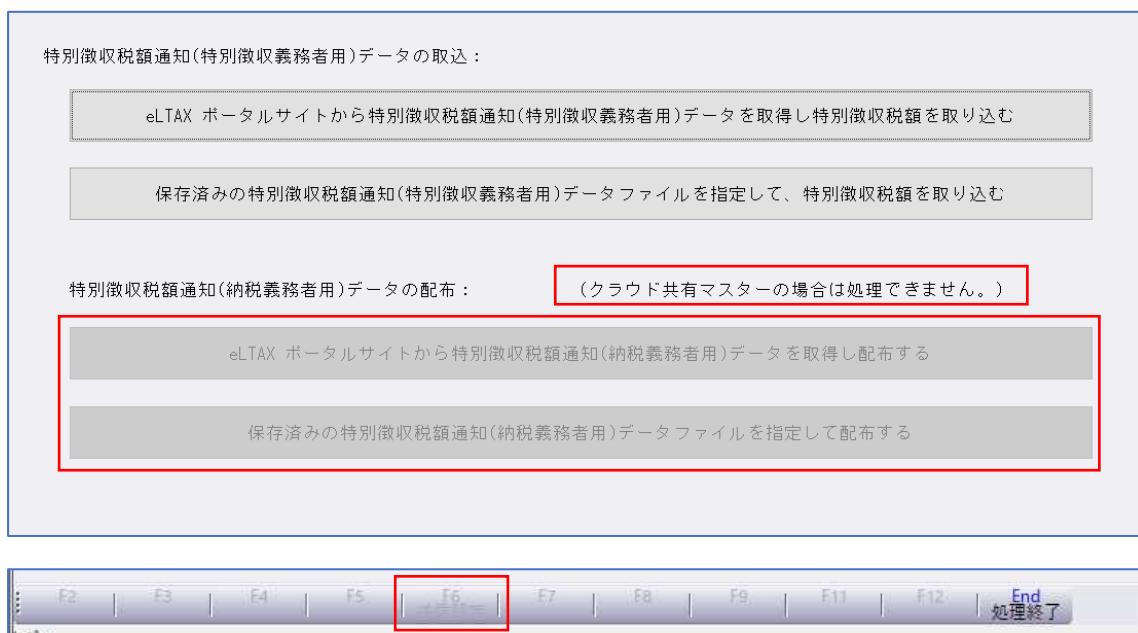
特別徴収税額通知（納税義務者用）のメール送信（給与明細書・源泉徴収票のメール送信も同様）で使用する送信元メールサーバーについて、セキュリティ等の観点から一括送信を行う場合の件数や一括送信自体を制御している場合があるため、送信テストが正常に完了しても社員にメールが到達しない場合があります。事前にご利用の送信元サーバーの情報をご確認いただき、一括送信が対応されていない場合は当業務のご利用はお控えください。

### ●送信先メールアドレスの登録

- ・社員登録で特別徴収税額通知（納税義務者用）の送信先となる社員のメールアドレスを登録します。「1.給与・賞与」業務等から社員登録-住所タブよりメールアドレス欄に登録します。

社員コード	000001
社員氏名(姓/名)	山田 木朗
社員氏名(フリガナ)	ヤマダ キロウ
本人情報   住所   扶養情報①   扶養情報②   労働条件   社会保険   税金   支給方法   前職   電子申告	
連絡先:	
電話番号	00-1111-2222
FAX番号	
メールアドレス	yamadataro000001.co.jp
パスワード	

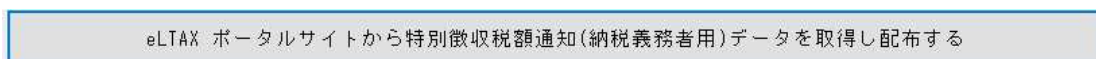
- Atlas ⇔ 上手くんクラウド共有しているマスターを上手くん側の環境で使用するケースについての対応。
- ・ 特別徴収税額通知（納付義務者用）データの配布処理ができないようにしました。
- ・ メニューバーの「F6 送信設定」を処理できないようにしました。
- ・ 「（クラウド共有マスターの場合は処理できません。）」の文言を表示するようにしました。



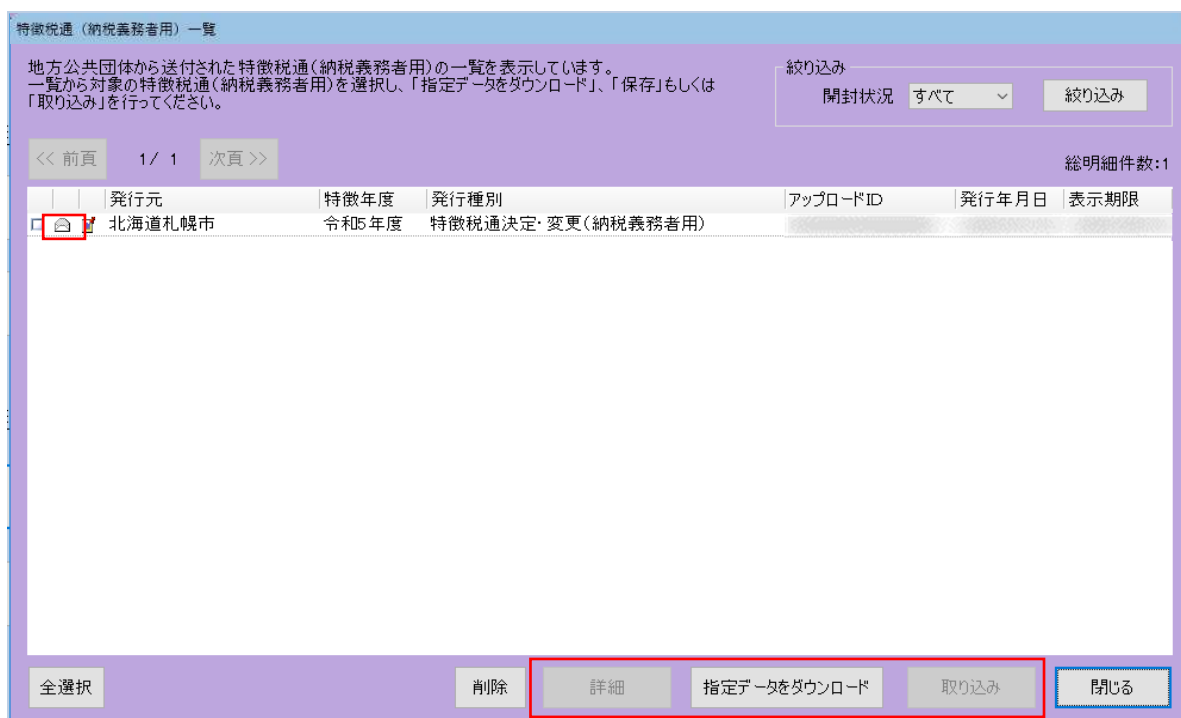
※共有を解除すれば、他のマスターと同様に配布処理を行えるようになります。

※配布処理内の「送信設定」は明細書メール送信と共有の設定のため、上手くん側での変更がAtlas側に影響するのを防ぐための対応です。

#### ④eLTAX ポータルサイトから特別徴収税額通知（納税義務者用）データを取得し配布する

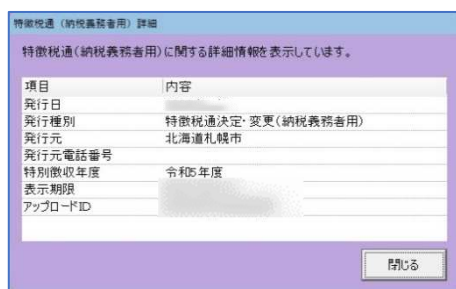


- ・ ログオン認証後、特徴税通（納税義務者用）一覧画面を表示します。地方公共団体から送付された特別徴収税額通知（納税義務者用）データを一覧で表示します。開封状況をメールマークで表示します。
- ・ メール送信を行うためにはポータルサイトからデータをダウンロードする必要があります。ダウンロードが完了したデータは、メールマークが開封状態になります。



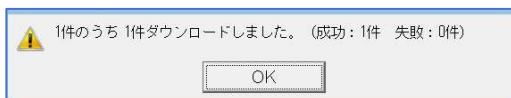
・詳細情報を確認する場合

対象データのチェックボックスを ON にし、詳細ボタンを押下してください。特徴税通（納税義務者用）詳細画面を表示します。



・データをダウンロードする場合

対象データのチェックボックスを ON にし、指定データをダウンロードボタンを押下してください。ダウンロードが完了するとメッセージを表示します。



※複数選択が可能です。

※ダウンロードはまとめて行うと時間がかかる場合があります。

特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データでの受け取りを希望した事業者（特別徴収義務者）の皆様へ | eLTAX 地方税ポータルシステム <https://www.eltax.lta.go.jp/news/10426>

- ・ダウンロードする際、「納税義務者用税額通知保護番号の実行」が表示された場合は保護番号を入力してください。

納税義務者用税額通知保護番号の実行

利用者向けに通知されている保護番号を入力してください。  
8桁: 英大小文字、数字、及び記号 (/、+、#、@、\$、%-)

保護番号の入力(8桁):

実行      キャンセル

※保護番号について

給与支払報告書を電子申告時に記載した「通知先 e-Mail」欄のメールアドレスに、地方公共団体から「特別徴収税額通知に関するお知らせ」メールが送信され、保護番号が通知されます。「特別徴収税額通知に関するお知らせ」のメールや保護番号の詳細については提出先の地方公共団体にお問い合わせください。

《給与支払報告書電子申告時》

税額通知受取方法 特別徴収義務者用	電子データ	通知先 e-Mail	sample-soumu.mail.co.jp
税額通知受取方法 納税義務者用	電子データ		

【地方公共団体】

提出済みの給与支払報告書に記載された  
sample-soumu.mail.co.jp 宛  
に「特別徴収税額通知に関する  
お知らせ」を送信します。



sample-soumu.mail.co.jp 受信フォルダ  
(会計事務所/特別徴収義務者等)

【特別徴収税額通知に関するお知らせ】

サンプル株式会社様

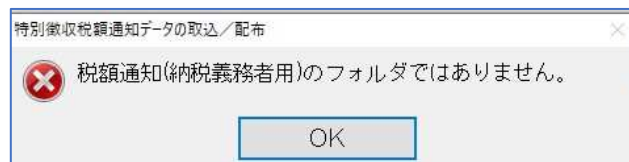
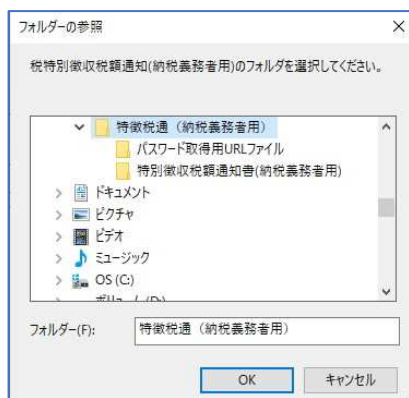
保護番号：●●●●●●●●

- ・対象データをメール送信する場合  
メール送信の対象とするデータのチェックボックスを ON にし、取り込みボタン押下で後述の⑥税額通知書送信画面に遷移してメール送信を行います。

⑤保存済みの特別徴収税額通知（納税義務者用）データファイルを指定して配布する

保存済みの特別徴収税額通知(納税義務者用)データファイルを指定して配布する

- ・事前に eLTAX ポータルサイトから特別徴収税額通知（納税義務者用）データを取得済みで納税義務者にメール送信して配布する場合に使用します。  
eLTAX ポータルサイトからダウンロードしたフォルダを選択します。OK 押下で⑥税額通知送信画面に遷移します。選択したフォルダ内に「パスワード取得用 URL ファイル」フォルダ、「特別徴収税額通知書（納税義務者用）」フォルダ、「納税義務者一覧 (csv)」の 3 種類がない場合はエラーを表示します。



### ⑥税額通知書送信

- ・ eLTAX ポータルサイトから取得した税額通知書データの内容を表示します。読み込みした税額通知一覧データ (CSV) の内容を左側に表示し、社員登録と照合の結果、一致した社員名を右側に表示します。確認後、送信 (F12) 押下で該当社員にメール送信します。

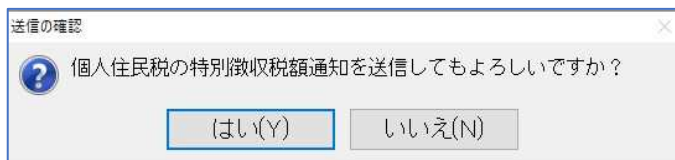


- ・ 「税額通知書一覧」 (画面左)  
税額通知一覧データ (CSV) から取り込んだ氏名等の情報を表示します。
- ・ 「給与マスター該当社員」 (画面右)  
税額通知一覧データ (CSV) とマスター内の社員登録と照合を行い、社員を自動でセットします。照合は以下通り行います。  
(1) 税通一覧ファイル内の受給者番号と給与マスターの社員コード  
(2) 氏名で照合  
赤色で表示されている社員は社員登録でメールアドレスが未登録のため送信が行われません。キャンセルしてメールアドレスの登録を行ってください。  
照合の結果一致する社員が見つからない場合は空白で表示します。「社員選択 (Home)」より個別に指定可能です (全社員表示します)。  
照合結果が誤っていた場合は「社員選択 (Home)」より正しい社員を選択してください。送信不要な社員は「選択解除 (Del)」ボタンより空白にしてください。

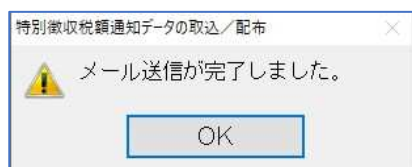
※給与マスター該当社員欄に表示 (画面右側) された全社員について、その社員登録に入力したメールアドレスに送信を行います。照合結果の確認は十分に行ってからメール送信してください。

・送信 (F12)

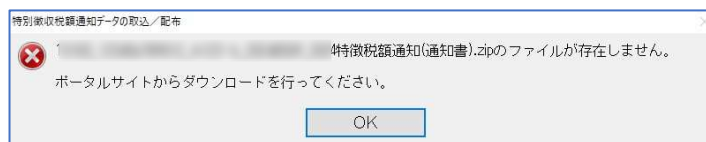
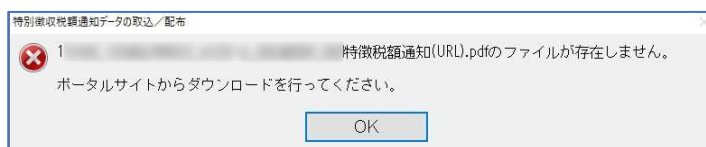
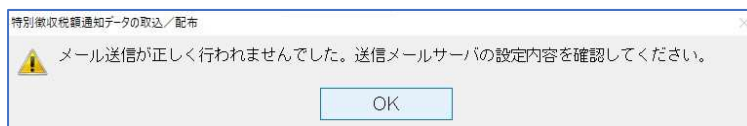
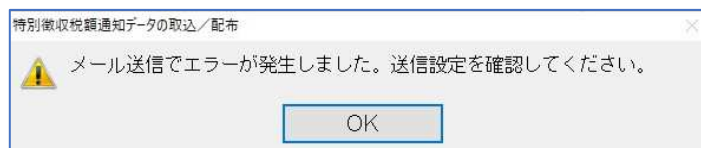
送信 (F12) 押下で確認メッセージを表示し、個人住民税の特別徴収税額通知 (令和〇年度分) 」と「個人住民税の特別徴収税額通知 (令和〇年度分) /パスワードのお知らせ」の2通メール送信します。エラーが表示された場合は[F6 送信設定]、社員登録のメールアドレスに誤りがないかご確認ください。また、送信対象の社員の「パスワード取得用 URL ファイル」フォルダや「特別徴収税額通知書 (納税義務者用)」フォルダ内に該当社員のデータがない場合も送信時にエラーを表示します。



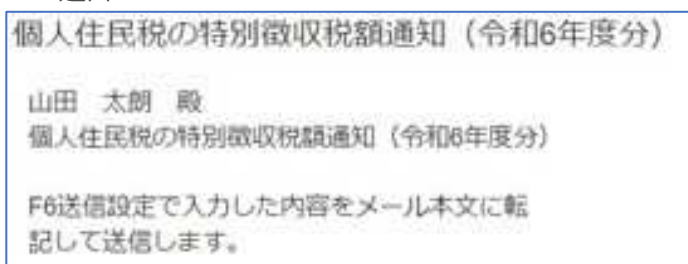
【成功】



【エラー】



● 1 通目



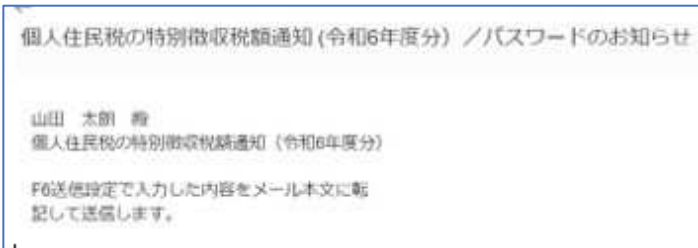
+ZIP ファイル



- 件名 : 個人住民税の特別徴収税額通知 (令和〇年度分)
- 添付ファイル名 : [地方公共団体コード]\_[指定番号]\_[受給者番号]\_[発行年月日]\_[特別徴収年度] 特徴税額通知 (通知書) .zip
- 添付ファイル内容 : 給与所得等に係る市町村民税・都道府県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)



● 2 通目

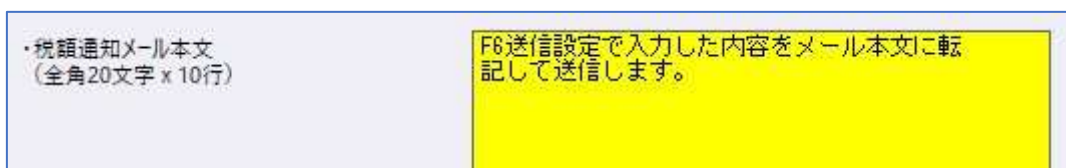


+PDF ファイル



件名 : 個人住民税の特別徴収税額通知 (令和〇年度分) / パスワードのお知らせ  
 添付ファイル名 : [地方公共団体コード]\_[指定番号]\_[受給者番号]\_[発行年月日]\_[特別徴収年度] 特徴税額通知 (URL) .PDF  
 添付ファイル内容 : 住民税の特別徴収税額通知書のパスワード確認方法のご案内

- ・ [F6 送信設定] の「税額通知メール本文」の入力内容を 2 通とも本文に表示します。



《参考》 以下はメールを受信した社員（納税義務者）が行う手順です。



「個人住民税の特別徴収税額通知書のパスワード確認方法のご案内」

URL にアクセスし、パスワードを取得します。



「給与所得等に係る市町村民税・都道府県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)」

ZIP ファイルに特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用) PDF が格納されています。選択するとパスワード入力画面を表示します。上述の「住民税の特別徴収税額通知書のパスワード確認方法のご案内」で取得したパスワードを入力し、特別徴収税額通知を確認してください。

※仕様書・様式集 | eLTAX 地方税ポータルシステムよりイメージ画像参照

# 改良

## I. 登録・導入

### 1) 会社・社員情報リスト

#### ①社員登録リスト

- ・社員登録の住民税の「7月分」「8月以降分」の対応に伴い、令和6年マスターは【初回6月分】【7月以降分】【8月以降分】の表示をします。令和7年マスターは【前年8月以降分】【初回6月分】【7月以降分】の表示です。

《令和6年マスター》

特別徴収	当月住民税:	0円
特別徴収	初回6月分:	
自動	7月分:	30,000円
	8月以降分:	20,000円
住民税納付先: [27100]大阪市		
給与支払報告書提出先:[27100]大阪市		

《令和7年マスター》

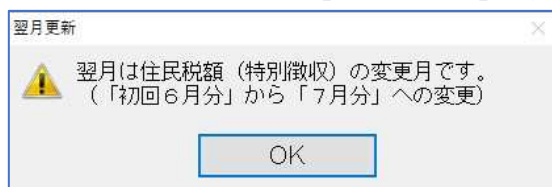
特別徴収	当月住民税:	20,000円
特別徴収	前年8月以降分:	20,000円
自動	初回6月分:	
	7月以降分:	
住民税納付先:		
給与支払報告書提出先:		

### 2) 翌年更新（翌月更新）

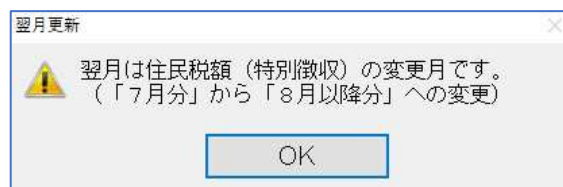
#### ①翌月更新

- ・社員登録の住民税の「7月分」「8月以降分」の対応に伴い、令和6年マスターの翌月更新時のメッセージを変更しました。

《例》6月→7月：「7月以降分」を「7月分」に変更



7月→8月：メッセージの表示を追加



## II. 給与・賞与

### 1) 給与・賞与

#### ①ユーザー項目登録

- ・令和6年マスターの保険関係に[4020：8月以降分住民税]を追加しました。令和7年マスターの[4017：前7月以降住民税]を[4017：前8月以降住民税]とし、[4020：8月以降分住民税]は使用しません。

● 4012：住民税
● 4017：前7月以降住民税
● 4018：初回6月分住民税
● 4019：7月以降分住民税
● 4020：8月以降分住民税
● 4014：既払い定期代

● 4012：住民税
● 4017：前8月以降住民税
● 4018：初回6月分住民税
● 4019：7月以降分住民税
● 4014：既払い定期代

#### ②出力処理

- ・住民税リストの特別徴収設定一覧について、令和6年マスターは【初回6月分】【7月分】【8月以降分】の表示に変更しました。令和7年マスターは【前年8月以降分】【初回6月分】【7月以降分】の表示です。

【市区町村順】

個人コード		氏名[人数]	初回6月分	7月分	8月以降分
00001000	サンプル株式会社				
13104	東京都新宿区				
0-000002	佐藤 次郎		0	15,000	14,000
【小計】	【市区町村 1人】		0	15,000	14,000

【市区町村順 (合計出力)】

特別徴収設定一覧(合計)					1 頁
00001000 サンプル株式会社			【給 与】	6年 6月分	
			【支給日】	6年 6月 25日	
市区町村コード	市区町村名 [人 数]		初回6月分	7月分	8月以降分
13104	東京都新宿区	L 11	0	15,000	14,000
27100	大阪府大阪市	L 21	20,100	19,000	19,000
(2件)	【 合 計 】	L 31	20,100	34,000	33,000

【個人コード順】

特別徴収設定一覧					1 頁
00001000 サンプル株式会社			【給 与】	6年 6月分	
			【支給日】	6年 6月 25日	
個人コード	氏 名 [人 数]		初回6月分	7月分	8月以降分
0-000001	山田 太朗		8,600	8,000	8,000
0-000002	佐藤 次郎		0	15,000	14,000
【 合 計 】	L 2人		8,600	23,000	22,000

## 2) eLTAX 特別徴収税額通知の取込/配布

### ① 特別徴収税額通知 (特別徴収義務者用) データ取込

- 令和 6 年度分特別徴収税額通知の取り込みに対応し、表示を 6 月分、7 月分、8 月以降分に変更しました。社員登録-税金タブの初回 6 月分、7 月以降分、8 月以降分欄に取り込みます。

検索条件							
<input type="checkbox"/> 社員コード		<input checked="" type="checkbox"/> 氏名		<input checked="" type="checkbox"/> 市区町村コード			
受給者番号	氏名	地方自治体	6月分	7月分	8月以降分	社員コード	氏名(マスタ)
1	山田 太朗	大阪府大阪市	8,300	8,000	8,000	0000001	山田太朗

以上